**韓国と日本における倒産手続のデジタル化の現状と未来**

禹尚範(ウサンボム)、訳（金春　キンシュン）[[1]](#footnote-1)

**Ⅰ　はじめに**

近時、情報通信技術(IT又はICT)の発展は法律分野にも大きな変化をもたらしており、特に司法手続のデジタル化が効率性とアクセス性を向上させる上で重要な課題として提起されている。韓国と日本は共にデジタル大国として、司法手続のデジタル化に積極的に取り組んでいる。日本の場合は、基本法改正を通じて民事訴訟以外の民事裁判手続のデジタル化に関する立法も終えたが未だ施行されていない。これに対して、韓国は特別法制定を通じて既に10年前から訴訟のデジタル化を施行しており、そのさらなる整備の作業も準備中であるが、民事訴訟法など基本法の改正が今後必要である。このように、両国の立法及び実務の現状は、異なる特徴と長所・短所を示している。本稿では、とりわけ韓国と日本における倒産手続のデジタル化の現状について比較的に考察し、両国の制度の長所を相互に生かし、倒産手続のデジタル化の展望を論ずる。

**Ⅱ　日韓両国の民事訴訟手続及び倒産手続のデジタル化に関する立法の現状**

**1　日本の場合**

ア　2022年改正

日本では、民事訴訟のデジタル化に関する内容を規定した「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が2022年3月に第208回国会に提出され、同年5月18日に国会で可決成立し、同月25日に公布された。主な改正事項としては、①訴えの提起等に関するデジタル化（オンライン申請等の許容、弁護士である訴訟代理人がいる場合や、国・地方自治体が当事者である訴訟においてその所属する者が訴訟を行う場合におけるオンライン申請等の義務化、システム送達等）、②期日等に関するデジタル化（ウェブ会議等による[[2]](#footnote-2)争点整理、口頭弁論、証人尋問、 検証等）、③事件記録等に関するデジタル化（判決書・調書の電子化、事件記録の電子化、電子化された訴訟記録のオンライン閲覧、訴訟費用のオンライン納付等）、④情報技術を活用した新たな訴訟手続（法定審理期間訴訟手続）及び秘匿決定制度（当事者の氏名や住所等を相手方当事者に対して秘匿できる制度）等がある。これにより、法律上は裁判のデジタル化が実現したが、今後順次施行される予定である。具体的な施行時期は以下の通りである。

・秘匿決定制度： 2023年2月20日施行

・［第1段階］当事者双方がウェブ会議・電話会議により弁論準備手続・和解期日へ参加する制度： 2023年3月1日施行

・［第2段階］当事者がウェブ会議によって口頭弁論期日へ参加する制度（人事訴訟の口頭弁論は、第2段階の施行日から1年6ヶ月以内に施行される）： 2024年5月24日まで施行

・ウェブ会議による離婚訴訟等の和解・調停の成立： 2025年5月24日まで施行

・［第3段階］訴状等のオンライン提出・システム送達/訴訟記録の電子化とその閲覧/法廷審理期間訴訟手続等： 2026年5月24日まで施行

イ 2023年改正

以上に対して、日本では、民事訴訟以外の民事裁判手続は、それぞれの手続が民事訴訟と区別される特性を有しているため、その特性を考慮してデジタル化を推進する必要があった。 特に、倒産手続においては、多数の利害関係人が関与する中で、オンラインによる債権届出やウェブ会議による債権者集会等は大きな利便性を提供することが期待され、外国の事例においても、デジタル化は実際に倒産事件や家事事件から導入されることもあった。これに伴い、民事裁判手続全般にデジタル化が必要であるとの認識の下、2021年6月頃から家事事件手続、民事保全、民事執行、倒産手続等について議論が行われ始めて以来、2023年3月に法務省が「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出し、同年6月6日に上記法律案が国会で可決成立し、同月14日に公布された。

2023年改正法は、人事訴訟及び家庭裁判所を管轄裁判所とする執行関係訴訟のほか、民事訴訟以外の民事裁判手続全般をその対象とする。具体的には、民事執行、民事保全、倒産、非訟事件、民事調停事件、労働審判事件、家事事件の各手続が含まれる。民事訴訟以外の民事裁判手続に関する法律の多く（民事執行法、民事保全法、倒産法など）は、そもそも民事訴訟法の規定を包括的に準用する規定を設けているため、その手続のデジタル化に関しても、その性質に反しない限り、基本的には民事訴訟法のデジタル化に関する法律が適用される。2023年改正は、2022年改正を基本としつつ、それぞれの手続の特性を考慮して差異を設けるという形で行われた。

2023年改正は、その過程で、①オンライン申請の義務化の範囲（裁判所により選任された者のうち、倒産手続の機関は義務化の対象となった一方、民事執行における評価人、強制管理・担保不動産収益執行の管理人、船舶執行の保管人、家事事件における成年後見人、保佐人及び補助人、相続財産管理人及び相続財産清算人、不在者財産管理人等は義務化の対象に含まれなかった）、②提出書面等の電子化の範囲（電子化の例外問題、 最終的には、家事事件を除き、基本的に全ての事件を電子化の対象とした）、③期日におけるウェブ会議・電話会議の許容範囲（審尋期日におけるウェブ会議と電話会議の双方を認めることには異論はなかったが、重要な審尋手続例えば民事保全における仮処分や保全異議等の審尋や、非訟事件ないし家事事件において当事者が立会権を有する審尋期日において電話会議を認めるかどうかについては議論があった。最終的には、そのような期日においても電話会議を認めるが、個々の事件において裁判所の適切な裁量に委ねることとされた）、④裁判所外端末での記録閲覧等の範囲（倒産手続では、「いつでも閲覧できる」者として、破産管財人等のほか、既に閲覧が認められている債権者を追加したが、家事事件等の非訟事件では、「いつでも閲覧できる」対象を、既に裁判所の許可があった記録、自己が提出した書面、電子化された裁判書のみに限定した。 それ以外の場合については、裁判所の許可を得るようにする方式にまとめられた）等が主な論点として議論された。

2023年改正法は、原則として、公布日（2023年6月14日）から起算して5年を超えない範囲内で政令で定める日から施行される（したがって、2028年6月13日まで施行されることになる）。2022年改正の3段階が2026年5月まで施行されるため、それから約2年後に2023年改正施行が完了する予定である。

**2　韓国の場合**

ア　民事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律(以下、「民事電子文書法」という)

韓国の大法院は、2009年下半期に刑事訴訟を除く残りの分野で訴訟のデジタル化を実現する内容の民亊電子文書法試案を法務部（省）に送付し、法務部（省）はこれを基に法案を成案した後、政府案として2010年3月24日に国会に提出し、その法案が国会を通過して2010年3月24日に制定・公布された。

民亊電子文書法制定から約6年前の2004年頃、韓国の最高裁判所は、民事・刑事を始めとする全ての訴訟手続においてデジタル化された文書で訴訟を進めることができるようにする内容の「裁判手続における電子文書の利用等に関する法律」の制定案を作成し、法務部（省）に送付したが、立法化には至らなかった。しかし、民事電子文書法は、上記制定案の内容を基に、米国連邦裁判所の電子ファイリング制度と2005年に改正されたドイツ民事訴訟法(ZPO)の一部規定の趣旨を反映したもので、韓国で初めて訴訟のデジタル化制度の基本法が立法化されたことに大きな意義がある。

民事電子文書法は、適用範囲に関して個々の根拠法律（民事訴訟法、家事訴訟法、行政訴訟法、特許法、民事執行法、債務者回生及び破産に関する法律［以下、「債務者回生法」という］、非訟事件手続法など）を明示的に列挙し、当事者の電子文書利用とシステム送達を一体化し、電子文書による手続進行に同意した者にはシステム送達を行うことができるようにする一方、その者は必ず電子文書で書類を提出するようにした。システムに障害がある場合、紙文書の提出や紙送達が可能であるとし、送達みなし期間を1週間に短縮し、システム障害で電子文書を確認できない期間は送達みなし期間から除外した。また、電子署名と事件記録(裁判書、調書などを含む)の原則的な電子化及び電子文書に対する証拠調査手続を規定した。

また、民事電子文書法付則第1項では、デジタル化の段階的な実現を想定し、「法律を公布した日から5年を超えない範囲内で、民事訴訟、家事訴訟、行政訴訟、特許訴訟、民事執行事件、倒産事件、非訟事件別に大法院規則で適用時期を別に定めることができる」と規定し、 これにより制定された「民事訴訟における電子文書の利用等に関する規則」[別表2]では、2010年4月26日特許訴訟、2011年5月2日民事訴訟、2013年1月21日家事及び行政訴訟、2013年9月16日保全処分、2014年4月28日倒産事件、2015年3月23日民事執行及び非訟事件の順に、訴訟のデジタル化の施行時期を手続ごとに区分して定めた。これにより、デジタル化が順次利用され、現在、刑事訴訟を除く裁判所の全ての手続でデジタル化が施行されている[[3]](#footnote-3)。

イ　民事訴訟法の改正

民亊電子文書法は、ウェブ会議等を活用した期日運用等に関する内容は規定していなかったため、これまで韓国の訴訟のデジタル化は、遠隔映像裁判部分(e-courtroom部分)で弱さを見せていた。そんな中、訴訟のデジタル化施行後の2016年、証人等に対する証拠調査手続の利便性と効率性を図り、証人等を配慮するために民事訴訟法が改正され、証人と鑑定人に対する遠隔映像尋問手続が導入され(民事訴訟法327条の2「ビデオ等中継装置による証人尋問等」)、コロナ19パンデミック発生後の2020年6月頃には民事訴訟規則の改正により弁論準備期日における遠隔映像裁判の根拠が設けられた(民事訴訟規則第70条第6項「インターネット映像装置を通じた弁論準備期日の進行」)。その後、コロナ19パンデミックによる隔離措置が続く中、弁論期日でも遠隔映像裁判を許容する趣旨の民事訴訟法改正案が提案され、2021年7月23日に国会本会議を通過し、同年8月17日に公布され、同年11月18日に施行された。

上記民事訴訟法改正で新設された第287条の2の内容は、以下の通りである。第287条の2(ビデオ等中継装置等による期日)

(1) 裁判長・受命裁判官又は受託裁判官は、相当と認めるときは、当事者の申立てを受け、又は同意を得て、ビデオ等中継装置による中継施設を通じて、又はインターネット映像装置を利用して弁論準備期日・尋問期日を開くことができる。

（2）裁判所は、交通の不便又はその他の事情により、当事者が法廷に直接出席することが困難であると認めるときは、当事者の申請を受け、又は同意を得て、ビデオ等中継装置による中継施設を通したり、インターネット映像装置を利用して弁論期日を開くことができる。この場合、裁判所は、審理の公開に必要な措置を講じなければならない。

（３）第1項と第2項の規定による期日については、第327条の2第2項及び第3項を準用する。

上記改正法によれば、非公開が一般的な弁論準備期日・尋問期日については、裁判長が相当と認める場合には、当事者の申請又は同意を得て遠隔映像裁判を行うことができるが、公開法廷で行われることが原則である弁論期日については、要件を厳格化し、「交通の不便又はその他の事情により当事者が法廷に直接出席することが困難であると認めるとき」に当事者の申請又は同意を得て遠隔映像裁判を行うことができるようにした。

**3　検討**

韓国は、訴訟のデジタル化の根拠法に関して、民事訴訟法等の基本法を改正したのではなく、民事電子文書法―「民事訴訟電子文書の利用等に関する法律」という特別法を制定した。これにより、基本法の改正にかかる時間的損失を最小限に抑えることができ、特別法の立法から各手続別の訴訟のデジタル化の施行に至るまで、5年(2010年から2015年)という短期間ですべての事業を終えることができた。特別法の制定で制度的根拠を早期に設け、その後5年間デジタル化の拡充に尽力した韓国の決定は結果的に合理的な戦略的選択であったが、民事本案事件の約90%が訴訟のデジタル化で行われている現在では、紙訴訟を前提に立法化された民事訴訟法の内容を改正し、訴訟のデジタル化について規律するようにすべきだという声がある[[4]](#footnote-4)。10年以上活用されてきた韓国のデジタル化は、今後、日本のデジタル化を開発する際にも参考になるかと思われる。

他方、日本は、長期間の検討を経て2022年改正を通じて初めて裁判手続のデジタル化に関する根拠法を導入するなど、訴訟のデジタル化に関して非常に慎重な姿勢を取ってきたが、基本法である民事訴訟法の大規模な改正を通じて訴訟のデジタル化に根拠を与えた点は心強い。日本の民事訴訟法は、韓国の法と体系等が類似しているため、今後、韓国の民事訴訟法改正の際に参考になると思われる。ただし、日本においては、法施行までに実務で利用されるべきデジタル化を実行することが当面の課題と思われる。

要するに、2010年を皮切りに刑事訴訟を除く裁判所の全ての手続で訴訟のデジタル化を施行しており、後述するように次世代デジタル化を開発中である韓国の場合には、訴訟のデジタル化のシステムはよく整備され、機能しているが、訴訟のデジタル化の制度を規律する法令の整備が必要な時期になったといえる。これに対して、2022年改正及び2023年改正を通じてデジタル化の根拠法を整備したばかりの日本としては、裁判のデジタル化のシステム開発と実行化に集中しなければならない時期になったといえる。

**Ⅲ　日韓両国の倒産手続のデジタル化の現状の詳細―日本の2023年改正法の内容[[5]](#footnote-5)と韓国の倒産デジタル化実務の比較**

1. **オンライン申請等(電子文書の提出)**

ア　日本の場合

日本の破産法その他倒産法（民事再生法、会社更生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律［以下外国倒産手続の承認援助法いう］及び特別清算に関する会社法規定）では、民事訴訟法132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対してインターネットを使用した申請及び提出を可能とすることにより、倒産手続における申請及び提出の全面的なデジタル化を導入した。一方、民事訴訟法132条の11も準用し、委任を受けた代理人（弁護士に限る）については、オンライン申請等を義務化した（破産法13条、民事再生法18条、会社更生法13条、外国倒産手続の承認援助法15条等参照）。

さらに、倒産手続に関しては、手続機関もオンライン申請等の義務化の対象となったが、今回の法改正において、裁判所が選任する者に関して義務化が導入された唯一の例である。これは、破産管財人等の手続機関は、倒産手続に関する広範かつ重要な職務を担っているため、そのような者にオンライン申請等を義務化することで、倒産手続の迅速化・効率化に貢献できると考えられる一方、これらは実務上、ほとんどが弁護士の中から選任されるため、オンライン利用の義務を課しても問題が少ないと考えられることに起因する。

破産手続では破産管財人、保全管財人、破産管財人代理人、保全管財人代理人、再生手続では管財人、保全管財人、管財人代理人、保全管財人代理人、監督委員、調査委員、個人再生委員、更生手続では管財人、保全管財人、管財人代理人、保全管財人代理人、監督委員、調査委員、特別清算手続では監督委員、調査委員（会社法887条の2第2項参照、清算人は義務化の対象外）に対してこれらの義務を課している。これらの者は、システム送達を受ける旨の申告をする義務も負う（民事訴訟法132条の11第2項）。他方、外国倒産手続の承認援助法に関連して、部会審議では、承認管財人や保全管理人も義務化の対象とすることが議論されたが、最終的には採択されなかった。

ところで、立法過程においては、破産債権者が多数である事件において、裁判所の決定を得ることにより、破産債権者が破産管財人に債権届出を行うことができる制度の導入が検討された。これは、大規模倒産事件において、管財人が債権届出システムを構築し、債権者がこれを利用して債権届出を行うことにより、円滑な事件処理が行われた過去の事例があったことに基づいて提案されたものである。ただし、これについては、仮に破産債権者が裁判所ではなく破産管財人に債権届出を行うようになると、破産管財人の法的地位が現行法とは異なることになるため、その法的地位や責任を根本的に見直す必要があるとの指摘があった。そうなった場合、これはIT化の枠を超えた問題であるため、倒産法改正の際に正面から取り組むべき事項と考えられ、今回の改正では見送られたものである。ただし、現在の実務においても、破産管財人が債権者から債権届出を受け、裁判所へ整理して提出する方式の実務運用は可能であると考えられるが、このような実務が否定されたわけではない。 また、債権届出そのものがオンライン化された場合、上記のように管財人が作成したシステムが裁判所システムの一部として位置づけられるかどうかなども引き続き実務運用上の論点となるものと思われる。

イ　韓国の場合

オンラインによる文書提出は原則的に強制されないが、電算情報処理システムにユーザー登録をした後、訴訟のデジタル化に同意した者は、電子文書の提出義務を負う(民亊電子文書法8条)。国家、地方自治体、公共機関等[[6]](#footnote-6)は訴訟のデジタル化義務者となり、回生・破産事件の手続機関(［回生手続における］管理人［管財人］、保全管理人、調査委員、監査、破産管財人、監査委員、国際倒産管理人［外国管財人］)も電子文書を提出する義務を負う(民事電子文書規則第9条、民事電子文書法11条第1項第3号、民事電子文書規則第25条第1項第1号、第2号、第3の4号)。

ウ　検討

倒産手続の手続機関に対してオンラインによる提出義務を課している点では、両国の法制は同様である。多数の利害関係人が関与する倒産手続の特性と手続機関の職務の重要性に照らして妥当な法制である。

弁護士である代理人、外国倒産手続の承認管財人又は国際倒産管財人、公共機関等にオンラインによる提出義務を課しているか否かについて両国の違いがある。韓国の場合、弁護士である代理人にオンラインによる提出義務を課していないが、実務上は、弁護士である代理人の場合、ほとんどオンラインによる提出を行っている。ただし、立法論的には、日本の場合と同様に、弁護士に対して訴訟のデジタル化利用を義務化することが望ましいと考える。日本の場合、外国倒産手続の承認管財人に対してオンラインによる提出を課さない理由は、外国人承認管財人がITシステムにアクセスすることが難しいという点を考慮したものと思われる。一方、韓国は国際倒産管財人にもオンラインによる提出義務を課しているが、実務上、外国人である国際倒産管財人は韓国の法務法人を代理人として選任したり、アドバイスを求める場合が多く、国際倒産事件の数も少ないため、国際倒産管財人がITシステムにアクセスすることの難しさから生じる問題はあまり発生しない。両国の実質的な違いは、韓国の場合、電算情報処理システムにユーザー登録をした後、訴訟のデジタル化同意をした者及び47の公共機関及び地方公社に対しても電子的提出義務を課しているため、義務者の範囲が日本に比べて広いという点である。 その他、立法論的には、倒産手続の迅速化・効率化のために、訴訟のデジタル化を利用するのに十分な能力と資源を備えている金融機関又は上場会社なども義務者に指定する方法を検討することができるだろう。

1. **提出された書面ないし裁判書等の電子化(電子記録化)**

ア　日本の場合

書面申請その他裁判所に提出された書面については、民事訴訟法を準用し、裁判所書記官がデジタル化してファイルに記録することが原則である。ただし、当該事項をファイルに記録することが困難な事情があるときは、この限りではない。その他、倒産手続においては、破産財団の管理、換価等に著しい支障を生ずるおそれのある文書（いわゆる支障文書）については、閲覧等の制限（破産法12条等）の規律があることを踏まえ、例外的に書面による保存を可能とする措置についても検討されたが、そうすると、債権者等の記録閲覧に不便をもたらすことになり、民事訴訟と比較しても例外範囲が広すぎるおそれがあるため、最終的には、倒産手続固有の例外は認められなかった。また、裁判書、調書、破産債権者表(破産法115条)、配当表(破産法191条第1項)等は、民事訴訟と同様に全面的に電子化され、そのまま電子事件記録となることとなった。

イ　韓国の場合

回生［再生］手続事件(債務者が個人である場合を含む) [[7]](#footnote-7)、破産事件(債務者が個人である場合を含む[[8]](#footnote-8))、個人回生［再生］事件は例外なく、申請者の訴訟のデジタル化同意の有無にかかわらず、事件記録の電子化をしなければならない(民事電子文書例規第27条第2項第4号ないし第6号)。従来、民事電子文書例規は、債務者が個人である破産事件は「破産宣告の翌日」まで、個人回生［再生］事件は「個人回生［再生］手続開始決定の翌日」まで申請人等が訴訟のデジタル化同意をする場合に限り事件記録の電子化を行うように規定していたが、2017年及び2020年にそれぞれ改正され、現在は回生［再生］事件、破産事件、個人回生［再生］事件の全てにおいて全面的に事件記録の電子化を施行している。

ウ　検討

日本の場合、倒産事件で全面的な事件記録の電子化を導入し、施行が予定されており、韓国の場合、民事電子文書例規の改正を通じて全面的な事件記録の電子化を既に施行しているという点で、両国は大きな違いはない。訴訟のデジタル化の効率を高めるためには、電子データを管理するシステムが使いやすく効率的でなければならない。これと関連し、日本は施行日までに電子データ閲覧システム又はデジタル事件管理システムを構築しなければならない段階であり、韓国は既に長い間活用している上に、近いうちに改善されたシステムまで準備中である。日本はシステム開発時に韓国のデジタルシステムなどを参考にすることができるだろう。

**3　期日におけるウェブ会議・電話会議の利用等（遠隔映像裁判又は映像期日の活用）**

ア　日本の場合

日本では、期日に関し、口頭弁論期日及び尋問期日については、当事者の利便性向上の観点から、民事訴訟における口頭弁論期日と基本的に同じ内容で規定されている（民事訴訟法87条の2及び第187条第3項、第4項の準用）。 したがって、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、口頭弁論期日をウェブ会議方式で行うことができ、尋問期日をウェブ会議・電話会議方式で行うことができる。参考人及び当事者本人に対する尋問については、裁判所が相当と認めるときは、ウェブ会議方式で行うことができる一方、当事者双方の異議がないときは、電話会議方式で行うことができる。

このほか、倒産手続特有の期日である債権調査期日及び債権者集会期日については、破産者、破産債権者、破産管財人等は、ウェブ会議により参加に関与できるように改正された（破産法121条の2、破産法136条の2等）。これにより、裁判所が相当と認めるときは、債権調査期日及び債権者集会期日をウェブ会議方式で行うことができる。立案過程では、ウェブ会議によって手続を進める要件として、必須的に、利害関係人の意見聴取手続を設けるか、その場合、誰の意見を聞くのかが問題となったが、最終的には、必須の意見聴取手続は設けないことになった。これは、このような手続では、利害関係人が多数であるため、全ての人の意見聴取は現実的ではなく、そのうちどの人の意見を聞くべきかを限定することも困難であることに加え、手続の性質上、ウェブ会議による参加を認めても、通常、関係者の利益を害することはないことによる。

イ 韓国の場合

債務者回生法は、倒産手続における遠隔映像裁判に関して何の規定も設けておらず、倒産手続に関して債務者回生法に特別の規定がない限り、民事訴訟法を準用するという規定を設けているだけである（債務者回生法33条）。まず、破産手続と回生手続の審問期日についてみると、債務者回生法は、審問の方法については何の規定もないため、これをウェブ会議方式等で行うことができるかどうかが従来問題となっていた。ソウル回生裁判所の実務上、コロナ19パンデミックの状況において、債務者代表に対する尋問をウェブ会議方式で行ったこともあり、債務者の工場に対する現場検証も映像通話の方法で行った事例もあったが、関係人集会期日及び債権調査期日を遠隔で行った事例はなかった。しかし、今は、既に見たように、2021年11月18日に施行された改正民事訴訟法に基づいて弁論準備期日、審問期日及び弁論期日まで遠隔映像裁判を進行することができる根拠が設けられたので、倒産手続においても、新設された民事訴訟法287条の2を準用して映像期日方式で進行することが可能かどうかを検討することができるようになった。

この点、まず、回生［再生］手続と法人破産手続における債務者(代表者)尋問期日の場合、尋問期日の映像裁判に関する民事訴訟法287条の2第1項を準用し、映像裁判で期日を進行することが可能である。

次に、回生［再生］手続における関係人集会期日と債権調査期日、法人破産手続における債権者集会期日、債権調査期日、計算報告集会期日（以下、「関係人集会期日等」という）を映像裁判方式で行うことができるかについて、上記各期日は弁論期日と目的や性質が異なるものの、関係人集会期日等も裁判上の期日の一種であり、 映像期日を実施することが債務者の再生や手続の進行に資するため、その特殊性に反しない限り、弁論期日又は審理期日に関する民事訴訟法の規定が準用され、上記各期日を映像期日として行うことができると解釈する見解がある[[9]](#footnote-9)。この見解によれば、弁論期日の映像裁判に関する民事訴訟法の改正により新設された民事訴訟規則第73条の2により、映像期日を希望する場合、事前に申請の理由を明らかにして申請しなければならず、映像期日を実施する場合には、簡易な方法によってでも事前にこれを通知しなければならず、映像期日の申請に理由がない場合や、インターネット映像装置等を利用することが困難な事情がある場合には、申請を許可しないことができ、裁判部が映像期日を実施するか否かを弾力的に運営することができる。しかし、上記民事訴訟法の改正にもかかわらず、現在までに民事訴訟法を準用して関係人集会期日等を映像期日で行った事例はないようである。

他方、個人回生［再生］手続における債権者集会、個人破産手続における破産宣告日、債権者集会期日等も民事訴訟法の規定を準用して映像期日で進行することができるか否かを議論することはできるが、上記各期日は、実務上、多数の事件を同一時間帯に集団的に進行しており、債権者が実際に出席する割合も高くないため、個々の事件を選別して映像期日で進行する実益は非常に少ないと思われる。

ウ　検討―再建型倒産手続における債権者集会期日を中心として

1. 債権者集会期日の映像期日方式進行の重要性

債権者集会期日、特に再建型倒産手続における債権者集会期日を通じて債権者らは議決権を行使し、これを通じて自分たちの権利が変更、消滅される効果が発生するため、倒産手続の期日中でも債権者集会期日は非常に重要な意味を持つといえる。したがって、一定の事由で債権者集会に出席することができない債権者にも、映像期日を通じて遠隔で期日へ出席する機会を与えることができれば、当該債権者の権利保護はもちろん、権利変更に賛成する債権者の債権者集会への参加を促進し、債務者の再生にも積極的に作用することができ、主要債権者の事情などで期日を変更、続行することによる無駄も防ぐことができ、迅速かつ効率的に手続きを進めることができるようになる。以下では、債権者集会期日を中心に、日韓両国でこれを映像期日として進行するための要件の違いと、実際に映像期日を進行する際に発生する可能性のある具体的な問題点について検討する。

2) 要件の違い

まず、日本の場合、債権者集会期日を映像期日方式で進行するためには、裁判所が相当であると認めるだけでよく、利害関係人の意見聴取が不要であることは前述したとおりである。一方、韓国の場合には、弁論期日の遠隔映像裁判に関する民事訴訟法287条の2第2項を準用して債権者集会期日を進行するとしても、交通の不便又はその他の事情により当事者が直接出席することが困難な状況が存在しなければならず、当事者の申請を受けたり、同意を得なければならないため、日本の場合よりも映像期日進行の要件を満たすことがより難しい。立法的改善を通じ、倒産手続に適した要件を設定する必要があると思われる。

３)　債権者集会の映像期日進行の具体的な方法

ア) 規定の不備

日本の2023年改正法は、債権者集会をウェブ会議方式で行うことができると規定しているだけで、具体的な進行方式については何も定めていない。韓国の場合も、改正民事訴訟法及び民事訴訟規則の規定は、民事訴訟における弁論期日を想定して具体的な進行方式を定めているだけであり、債権者集会の映像期日進行に関しては何の定めもない。債権者集会は、債権者等の利害関係人がその意見を述べ、議決権を行使する期日であるという点で、株主総会と類似点があるが、株主総会に関しては、ウェブ株主総会の議論が両国である程度進んでいるので、債権者集会の映像期日方式の運用にもこれを参考にすることができると思われる。

イ) バーチャル株主総会の議論

(1) バーチャル株主総会の概念と種類

バーチャル株主総会とは、物理的な場所に株主が出席して現場で株主総会が行われるのではなく、インターネット等の情報通信手段を利用して株主総会の招集通知、公告、議決権行使、意思進行等の手続がオンライン仮想空間で開催される総会を意味する。バーチャル株主総会は、物理的な会場での株主総会(以下「リアル株主総会」)と並行するか否かによって「ハイブリッド型バーチャル株主総会(またはリアル並行型バーチャル株主総会)」と「バーチャル株主総会(またはリアル代替型バーチャル株主総会)」に分けられ、ハイブリッド型バーチャル株主総会は、株主のバーチャル的通信手段による参加を法律上出席として認めるか否かによって、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会(出席否定)、ハイブリッド出席型ウェブ株主総会(出席認める)に分けられる(以下、上記各タイプの分類を債権者集会期日にもそのまま使用する)。それぞれの特徴をまとめると以下のようになる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 類型 | 物理的会場 | オンライン中継 | オンラインリアルタイム意思進行 | オンラインリアルタイム意思決定 |
| 1. リアル株主総会 | O | X | X | X |
| ②リアル株主総会中継（ (映像送出) | O | O | X | X |
| ③ハイブリッド参加型 (出席否定) | O | O | △  (リアルタイム質問権行使、討論参加可能) | X |
| ④ハイブリッド出席型 (出席認める「) | O | O | O | O |
| ⑤バーチャルオンリー型株主総会 | X | O | O | O |

(2) 日韓両国の導入の状況

日本では、会社法298条の招集通知規定に「株主総会の日時及び場所」を定めなければならないと規定しているが、これを物理的な場所と解釈して仮想空間で開催されるバーチャルオンリー株主総会は不可能であるが、ハイブリッド型バーチャル株主総会は可能であるというのが経済産業省の立場であった。特に、会社法施行規則72条第項第号が株主総会議事録に株主総会が開催された日時及び場所を記載するようにしながら、場所に関して「当該場所に出席していない株主が株主総会に出席した場合、その出席方法を含む」と明記していることを根拠に、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会も開催が可能であると見た。これにより、日本ではハイブリッド参加型はもちろん、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会まで開催されている。経済産業省は2020年2月、会社がハイブリッド型バーチャル株主総会を実施する際の法的、実務的な論点と具体的な運営方案について扱っている「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を公表し、その後、日本政府は上場会社がバーチャルオンリー型株主総会を開催できるように「産業競争力強化法」を改正し、2021年6月17日に施行された。これにより、2022年基準で28社の上場会社がバーチャルオンリー型株主総会を開催した。

韓国では、商法364条の招集地規定の解釈により、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会は商法上許容されるが、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会とバーチャルオンリー型株主総会は商法上の招集地規定に反する可能性があり、商法上、その開催及び運営のための法的基盤(出席議題規定、意思進行及び議決権行使方法など)も整備されていないため、現在もハイブリッド参加型バーチャル株主総会のみ開催されている。しかし、韓国法務部は2022年12月5日、商法改正のための諮問機関である商法特別委員会を発足し、バーチャルオンリー型株主総会導入のための商法改正案を作成する作業を開始し、その結果、2023年8月24日、バーチャルオンリー型株主総会導入のための商法改正案を立法予告するに至った。上記商法改正案364条の2第1項は、「会社は、定款で定めるところにより、バーチャルオンリー型株主総会と並行バーチャル株主総会を開催することができる」と規定し、定款で定めるところにより、ハイブリッド型バーチャル株主総会はもちろん、バーチャルオンリー型株主総会まで開催できることを明確にし、364条の2第2項では出席議題に関する規定を設けられている。

ウ）債権者集会期日への適用

(1)　バーチャル株主総会形式の倒産手続における活用の可否

日本の場合、2023年改正法では、ウェブ会議方式で債権者集会に参加した債権者等が債権者集会期日に出席したものとみなす規定を設けており（民事再生法115条の2第2項等）、必ずしも現場期日と並行して開催しなければならないという規定も設けていないため、上記5つのタイプのバーチャル株主総会の進行方式を全て債権者集会期日に活用することに少なくとも法的な制約はないと考えられる。

韓国の場合にも、改正民事訴訟法の映像期日進行に関する規定が債権者集会にも準用されるという見解によれば、このような規定は、映像期日を通じた出席を弁論期日の出席として認めることを当然の前提としている上に、改正民事訴訟規則は全ての当事者に対する映像期日進行を想定していると見られるため、日本と同様に、バーチャルオンリー型方式を含め、上記5つのタイプのバーチャル株主総会の進行方式を全て債権者集会期日で活用することに少なくとも法的な制約はないと見られる。ただし、改正民事訴訟法の映像期日に関する規定を債権者集会期日にも準用できるか否かに関して異論があり、準用できるとしても、弁論期日の映像期日進行のための要件が日本に比べて厳格に規定されており、手続上、当事者の申立て又は同意が必要であるという点で、積極的な活用に制約がある可能性があることは前述したとおりである。

結局、倒産手続における債権者集会期日進行に関しても、具体的な事件におけるニーズに応じて、上記5種類のバーチャル株主総会進行方式のいずれかを適切に選択して活用することができ、そのような活用が手続進行にも役立つだろう。ただし、映像期日進行が法的に可能であっても、実際に具体的な事件でこれを運用するにあたっては、システム及び制度の不備により様々な制限がある可能性がある。特に、バーチャルオンリー型方式の場合は、以下に見るように、当事者身元確認方法、リアルタイムの議決権行使及びその集計の公正性と安定性が保障される適切なウェブシステムが具備されない限り、早急に活用するには現実的な難点があると思われる。

(2) 予想される運用上の問題点

(ア) ウェブオンリー型又はハイブリッド出席型債権者集会期日の開催要件

前述したように、ウェブ債権者集会期日開催に法的制約がないと解釈する場合でも、裁判所がその相当性を認めるために必要な内部的な基準は必要と思われる。日本の産業競争力強化法では、バーチャルオンリー型株主総会を開催するために上場会社が経済産業成長官及び法務成長官の審査を受けることを要求しており、経済産業省令・法務省令でその審査基準を提示している。 一方、米国デラウェア州会社法でもバーチャル株主総会の開催要件を定めており、韓国の商法改正案第364条の2第4項もバーチャル株主総会の開催要件を大統領令で定めると規定している。このように、各国で定められた、又は定められることになるバーチャル株主総会の開催要件は、債権者集会期日の性質に合致しない部分(例えば、債権者集会期日は裁判所の主導の下で開催されるが、株主総会は公的機関の主導又は監督なしに会社が独自に行うため、各国ではバーチャル株主総会の開催要件として公正性とシステムの安定性を補完するための規定を設けたり、議論されている)を除き、ウェブ債権者集会期日の開催可否を判断するための基準として参考にすることができるだろう。特に、上場会社など多数の少数株主が存在する大規模会社の倒産手続において、株主に議決権がある場合などには参考の必要性が大きいといえる。

（イ）ハイブリッド出席型ウェブ債権者集会期日における出席方式の変更の可否

ハイブリッド出席型ウェブ債権者集会期日では、ウェブ債権者集会に出席した債権者等が現場債権者集会に出席するなど、出席方式を変更する場合が発生する可能性がある。このような場合、議決権が二重に行使されるリスクがあるため、これに備えて、出席方式の変更を認めるか、あるいは、議決権が二重に行使された場合、どちらを優先させるか等を検討する必要がある。日本の場合には、今後、最高裁規則において、このような状況に備えた規定を設けることが望まい。韓国の場合には、映像期日の申請は改正民事訴訟規則第73条の2により事前に書面でしなければならず、同規則第73条の3第5項は、インターネット映像装置を利用する場合、映像期日に指定されたインターネットアドレスに接続しなかったときは出席なしとみなすと規定しているため、債権者集会期日の一定期間までに事前書面申請をした債権者等に限り、ウェブ債権者集会に出席することを許容し、そのような債権者等に対しては出席方式の変更を許容しない運用が可能と思われる。参考までに、商法改正案第386条の6第1項は、「会社が並行バーチャル株主総会を開催する場合、株主は、招集地に直接出席する方式とウェブ通信手段によって出席する方式のいずれか一つの方式によってのみ総会に出席することができる」と規定する。

（ウ）代理人の出席制限

代理人のハイブリッド出席型ウェブ債権者集会期日への出席を許可するかどうかが問題となる。債権者等は、リアル出席できない場合代理人をリアル出席させるか、直接ハイブリッド出席型ウェブ債権者集会期日へ出席することが可能であるため、代理人をウェブ債権者集会期日へ出席させることを許容する実益が少ない一方、裁判所としては、リアル出席とウェブ債権者集会期日を同時に運営しなければならないという負担はもちろん、ハイブリッド出席型ウェブ債権者集会期日へ出席する代理人を確認しなければならないという負担まで生じる。したがって、バーチャル株主総会と関連して、日本の場合、「ハイブリッド型バーチャル株主総会実施ガイド」によりハイブリッド出席型バーチャル株主総会では代理人の出席をリアル株主総会に限定するようにしており、韓国の商法改正案第386条の6第3項も「会社は、株主の代理人がハイブリット型バーチャル株主総会に電子通信手段によって出席して議決権を行使することを制限することができる」と規定している。しかし、債権者集会での議決権行使と関連し、韓国はもちろん、日本でも代理人による議決権行使が可能と規定しているため(債務者回生法第192条第1項、民事再生法第172条第1項など)、これらの法規定についての改正なしには、ハイブリッド出席型ウェブ債権者集会期日における代理人の出席を制限することは難しいと思われる。

(エ) 債権者等の本人確認方法

日本の場合、会社法は、株主の本人確認方法に関する規定を設けておらず、経済産業省が発表した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」で、電子投票の際の本人確認と同じ手順を踏むようにしている。韓国の場合、商法上、リアル株主総会での株主本人確認方法に関する規定を設けていないが、電子投票における株主本人確認方法に関して施行令に委任している。これにより、商法施行令は2020年の改正を通じて、公認認証書以外の携帯電話会社及びクレジットカード会社などを通じた認証はもちろん、指紋認証のような簡単な認証を通じて電子投票を可能にした。その他、バーチャル株主総会の実務上は、①会社が事前に株主識別番号とパスワードを株主に通知し、当該株主識別番号とパスワードを入力して株主本人の確認を行う方法、②会社が株主に送ったQRコードにより認証を行う方法、③株主が受付時に当該画面に本人確認のために顔と招集通知書に記載された番号を一緒に撮影して提出する方法など様々な方法が活用されている。したがって、ウェブ債権者集会期日に関する規定を設けたり、電子システムを開発する場合はもちろん、規定を設けたり、システムを開発する前にも、これらの方法を参考にすることができるだろう。

(オ) 議決権の行使

ハイブリッド出席型ウェブ債権者集会期日とウェブオンリー型債権者集会期日では、債権者等のリアルタイムの議決権行使が保障されなければならない。裁判所としては、債権者等がリアルタイムの電子投票の方法でクリック一回だけで議決権行使が行われ、議決権者が自分の投票内訳はもちろん、全体の投票結果についても確認可能な方法の電子システムを用意することが理想的であるが、このようなシステムが開発されるまでには費用と時間がかかるため、ウェブ債権者集会期日でのリアルタイムでの電子投票は直ちに導入されるのは無理がある。韓国の現行の実務上は、債権者集会期日で裁判長が債権者等を一人一人呼び出しながら、出席及び回生［再生］計画案に対する同意の有無を口頭で確認し、これを予め準備しておいた「出席状況及び議決表」に記載する方法を使用している。したがって、ウェブ債権者集会期日を開催する場合にも、当面は、インターネット映像装置を通じてウェブ債権者集会に出席した債権者等に回生［再生］計画案に対する同意の有無を口頭で確認する方法を使用するしかないと思われる。

(カ) 通信障害の問題

ハイブリッド参加型ウェブ債権者集会に参加した債権者等は、債権者集会期日に出席したわけではないので、通信障害が発生し、ウェブ債権者集会に参加できなかったとしても、決議の効力には影響しない。しかし、ハイブリッド出席型ウェブ債権者集会期日又はウェブオンリー型債権者集会期日へ参加した株主は、法律上、債権者集会期日へ出席したことになるため、通信障害により議決権行使が制限された場合、決議が公正な方法によって行われなかったと見なされ(債務者回生法243条第1項第3号、民事再生法174条第2項第3号等)、裁判所の認可決定に対して即時抗告を提起することができる。一方、通信障害により、ウェブ債権者集会に参加した債権者等の議決権行使が不可能になるなど、債権者集会期日進行に著しい支障が発生した場合には、民事訴訟手続に準じて期日を延期、続行することができると考えられる。

1. **電子化された事件記録の閲覧等**

ア　日本の場合

電子化された事件記録について、事件記録の閲覧・複写（ダウンロード）等の請求主体の範囲（利害関係人に限る）及び裁判所書記官に対する請求を要する点（破産法11条等）は基本的に維持されている（破産法11条の2等）。そして、最高裁規則において、①利害関係人は、裁判所外端末を利用して閲覧等を請求することが可能であるという内容、②事件当事者（申立人及び破産者・債務者）及び破産管財人等（前述のオンライン申請義務化の範囲と基本的に同じ者が対象となる）は、いつでも（個別の請求がなくても）事件の継続中、裁判所外端末を利用した記録の閲覧・複写（ダウンロード）が可能であるという内容、③債権者として一旦閲覧等が許可された者にも同様の取扱いが認められるという内容等を規定する予定である。

イ　韓国の場合

デジタル化された事件の場合、デジタル化の同意者及びユーザー登録をした回生［再生］・破産手続の手続関係人は、債務者回生法28条（利害関係人が裁判所に記録の閲覧等を請求することができるという内容。したがって、申立人、債務者を含む利害関係人は、原則として裁判所の許可を得て閲覧等を行うことができるが、本人が提出した文書は、裁判所の許可なしに閲覧等が可能である。一方、以下の表記載のように、内部使用者である管理委員、回生［再生］委員は、裁判所の許可なしに事件記録全体が閲覧可能であるが、外部使用者のうち手続関係人については、その種類によって裁判所の許可要件と閲覧可能文書の範囲を別に定めて運用している）に基づき、裁判所から提供されないコンピュータ等を利用する場合には、無料で閲覧、出力又は複製をすることができ、裁判所から提供されるコンピュータ等を利用する場合には、無料で閲覧したり、所定の手数料を支払って出力又は複製することができる(民事電子文書規則第38条、第38条の2、第39条)。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 対象 | 職務開始 ~ 終了 | 閲覧時期 | 閲覧対象および許可の有無 및 허가요부 |
| 内部使用者 | 管理委員[訳者注：裁判所の補助機関] | 事件の割り当て~ 職務委任、事件終了 | 選任時から閲覧可能  廃止、終結など事件終了の場合、終了後1ヶ月まで閲覧可能。  事件終了以外の場合(解任など)は、任務終了時にすぐに閲覧不可。 | 事件記録全体  許可なしで閲覧 |
| 回生［再生］委員 | 選任 ~ 取下げ 解任, 意見終了 | 事件記録全体  許可なしで閲覧 |
| 外部使用者  (手続機関) | ［回生手続における］管理人 | 選任(選任みなし) ~ 辞任, 解任, 事件終了 | 債権届出書、名義変更申請書、異議申立書、債権届出撤回書、回生［再生］計画案、廃止申請書、調査確定裁判申請書、調査確定裁判取下げ書 |
| 破産管財人 | 選任 ~ 辞任, 解任, 事件終了 | 事件記録全体  許可なしで閲覧 |
| 調査委員 | 選任 ~ 解任, 事件終了 | 事件記録全体  許可により閲覧 |
| 監査 |
| 監査委員 |

ウ　検討

日本の場合、申請人及び債務者等の事件当事者の場合、個別の請求がなくてもいつでも裁判所外端末を通じて記録の閲覧、ダウンロードが可能であるのに対し、韓国の場合、このような者も裁判所に閲覧等の請求をしなければならないという点で違いがある。他方、日本の場合、オンライン申請義務者の範囲と個々の請求なしに事件記録全体を閲覧することができる手続関係人の範囲を同一に設定し、調査委員の場合も、自由に記録の閲覧を可能にしたが、韓国の場合、手続機関別に記録閲覧の範囲を異にしている。これにより、破産管財人に対してはこれを許容しつつも、調査委員の場合には、裁判所に請求をするように実務を運用しているが、迅速な調査業務遂行のため、調査委員も事件記録全体を閲覧できるようにする必要がある。

1. **システム送達・通知**

ア　日本の場合

電子データの送達及び公示送達については、民事訴訟法の規定（民事訴訟法109条ないし第109条の4、第111条）が包括的に準用されている。これとは別に、電子データの送達は、特別の定めがある場合を除き、原則として送達すべき電子データ事項を印刷した書面で行う。ただし、送達を受けなければならない者に最高裁判所の規則で定める電算情報処理組織を使用して当該措置が行われた旨の通知を発送する方法で行うことができる。この場合は、システム送達を受ける者がシステムによる方法で送達を受ける旨の届出を最高裁判所規則で定める方法でした場合でなければならない。このように、2022年改正法は、電子データの送達については、印刷して書面で行うという従来の規律を残しつつ、インターネットを利用して行う送達（システム送達）を併せて規定した。送達を受ける者が事前にメールアドレス等の連絡先（通知アドレス）を届け出ることを前提に、事件管理システムに送達すべき電子データをアップロードし、通知アドレスにその旨の通知を発信する形で送達する方法である。送達を受ける者が、アップロードされた送達すべき電子データを閲覧ないし記録（ダウンロード）した時点又は通知の発信から1週間を経過した時点で送達の効力が発生するものと定められている。破産手続等における「通知」も、インターネットを利用する方法が可能である。

これに対して、破産手続における公告（破産法10条）制度については、立法過程において激しい議論があった。一方では、官報に掲載する以外に（あるいは官報掲載をしなくても）裁判所のウェブサイトに掲載する方法を採用すべきであるという意見があり、他方では、個人破産等に関して（裁判所内の掲示等を超えた）公告を廃止すべきであるという意見もあった。様々な意見があったが、これらの争点に関連する改正は、結局、破産手続における公告の意義や効果（破産法51条等参照）と密接に関連するものであり、倒産法全体の見直しの過程で議論されるべき課題と考えられ、また、官報自体についても、デジタル化に関する独自の議論があることも考慮され、今回の改正事項では扱われなかった。

イ　韓国の場合

裁判所事務官等は、訴訟のデジタル化同意者やユーザー登録をした国、地方自治体、公共機関又は回生［再生］・破産事件の手続関係人にシステムを通じて送達又は通知することができる(民亊電子文書法11条、民事訴訟電子文書規則第24条、第25条、第25条の2)。訴訟代理人がいる場合には、訴訟代理人に送達又は通知しなければならない(民事電子文書法11条第2項)。裁判所事務官等は、送達する電子文書を電算情報処理システムに登録した後、ユーザーがシステムに入力した電子メールアドレスに電子メールを送り、携帯電話番号にテキストメッセージを送る方法により行う(テキストメッセージは、ユーザーの要請により送らないことができる)。電子メールが電子メールアドレスに送信されたとき、または携帯電話番号にテキストメッセージが送信されたときに通知の効力が生じ、送達を受ける者が電算情報処理システムに接続して登録された電子文書を確認したときに送達されたものとみなす。ただし、その登録事実を通知した日から1週間以内に確認しないときは、登録事実を通知した日から1週間が経過した日に送達されたものとみなす(民事電子文書法11条第3項、第4項、民事電子文書規則第26条)。

他方、訴訟のデジタル化同意をしなかった者に対する送達は、電子文書を電算情報処理システムを通じて出力し、その出力した書面を民事訴訟法に基づいて送達しなければならないが(民事電子文書法12条第1項本文)、このような場合、e-postサービス(電子郵便を利用したカスタマイズされた手紙製作サービス)を利用することができる(民事訴訟電子文書規則第29条第4項)。e-postサービスは、裁判部が連携システムを通じて郵便事業本部に送達対象電子書類を発送すると、郵便事業本部が送信された電子書類を出力・封入して訴訟のデジタル化非同意者に送達する方法であり、これにより訴訟のデジタル化非同意者に対する送達関連業務が大幅に軽減された。

ウ　検討

日韓両国ともに、システム送達の方法と送達のみなし期間は類似している。ただし、先に見たように、訴訟のデジタル化義務者の範囲がより広い韓国でシステム送達が活用されるケースは多いと思われる。韓国は、システム送達を行わない場合でも、e-postサービスを活用して裁判所業務を軽減している点が特徴的である。

他方、日本で議論された破産手続における公告に関連して、韓国の旧破産法105条では、「この便宜の規定による公告は、官報と裁判所が指定する日刊新聞に掲載しなければならない」と規定していた。 しかし、債務者回生法9条では、「この法律の規定による公告は、官報への掲載又は大法院規則が定める方法により行う」と規定した。最高裁判所規則は、公告の方法として、①裁判所が指定する日刊新聞への掲載、②情報通信媒体を利用した公告のいずれかを選択して利用できるようにした(債務者回生及び破産に関する規則第6条)。実務上は、手続費用の軽減及び手続きの迅速化のために、主として、公告事項を大韓民国裁判所ホームページ(http://www.scourt.go.kr)の大国民サービス中の公告欄にある'回生［再生］・破産'掲示板に掲示する方法を活用する。

**Ⅳ　韓国の倒産手続のデジタル化システムの現状**

1. **概要**

日本において倒産手続のデジタル化の実現過程にあることを考慮し、以下では、韓国の倒産手続のデジタル化システムの主な特徴について簡単に説明する。韓国の倒産手続のデジタル化システムは、民事訴訟デジタル化システムをベースに開発された。ホームページ、電子記録閲覧システム、電子処理システム、命令決定文作成管理システムなどで構成されており、特に倒産手続の特性を考慮し、債権者表の管理、電子処理連携、倒産手続別様式改善、個人回生［再生］弁済業務の性能改善、事件中心の業務処理、不動産登記嘱託連携、e-post送達などに重点を置いて開発された。

**2　債権者表の管理**

倒産手続のデジタル化では、債権者表をデジタル化するために多くの努力をし、デジタル化して提出された書類を基に債権者表を自動的に生成する機能を実現した。管理人［管財人］が提出した債権者リストと債権者が提出した債権届出書を債権調査段階の基礎データとして管理人に提供し、［裁判所書記官たる］参与官は管理人が提出した債権者表を基に債権者表を生成し、電子署名をして確定させる。確定された債権者表を基に執行謄本などの諸証明書の発行も電子的に処理される。債権者はいつでも債権者表の電子的閲覧が可能である。

**3　事件中心の業務処理**

民亊訴訟手続とは異なり、倒産手続は法律で定められた連続的な一連の手続を段階的に進めることになる。 そのため、倒産手続のデジタル化はワークフロー(workflow)の概念を前提にシステムを開発し、各段階別に生成が必要な文書を分類して文書生成システム(命令決定書作成管理システム)に連動させた。 また、事件中心の業務処理UIを裁判官用と実務家用に区分して使用することで、業務フロー順に事件管理と決定書の生成が可能になった。このようなシステムの実行は、倒産業務の業務経験が不足している裁判官、実務家などが業務の順序と脈絡を理解し、手順を習得するのにも役立っている。

**４　不動産登記嘱託のデジタル化**

韓国裁判所は1998年にすでに不動産登記システムのデジタル化を成功裏に終えた。倒産手続のデジタル化では、既存の不動産登記嘱託連携インフラを活用して、不動産登記嘱託のオンライン化ができるように実現した。倒産手続に関連する18種類の登記に対し、登記目的別に計29種の嘱託書を新規に使用し、嘱託処理前にプレビューを通じて嘱託書、決定文の正本などを電子文書で確認できるようにし、嘱託処理がリアルタイムで行われることで処理結果を直ちに確認できるようにした。

**５　個人再生弁済予定額表の自動生成**

個人再生開始申請書、債権者リスト、弁済計画案のデータを活用して弁済予定額表を自動生成する機能を実現した。債務者が入力した情報を基に弁済予定額表を自動的に生成し、可処分所得などを通じた弁済内訳を予め見ることができるようにし、ユーザーの利便性及び手続の迅速性の向上に貢献した。

**６　電子化された訴訟記録閲覧システムの改善**

既存の民事訴訟における電子化された記録閲覧システムを基に、倒産事件の特性を考慮した記録閲覧システムの改善が行われた。電子化された記録閲覧システムの左翼には記録リストを、右翼には証拠リストを表示し、中央には選択されたリストを表示する形式を取っている。ここに左翼の記録部分に管理人の許可申請文書タブと債権申告タブを追加して、大量文書を別途管理するように実現した。

**7　コミュニケーション機能の強化**

主要文書の受付時、お知らせ機能を通じて実務家にお知らせすべき情報を伝達するようにした。［回生手続における］管理人や破産管財人が提出した申請書、許可書のデジタル化処理時に、裁判部の検討意見を提出者に伝達することができ、お知らせ機能を通じて外部回生［再生］委員と裁判部構成員間のコミュニケーションも可能である。

**Ⅴ　倒産手続のデジタル化の未来―AIとビッグデータの活用**

1. **概要**

民事訴訟ないし刑事訴訟などの司法手続にAIを導入しようとする議論がある。しかし、これを超えて倒産手続にAIを導入しようとする具体的な議論や計画は見当たらない。他方、AIは学習過程で大量のデータを必要とするため、データベースの構築はAI導入のための前提である。それだけでなく、案件に関連して大量のデータが体系的に収集されれば、これを活用した実証研究を促進することができ、その結果を制度改善及び政策策定に活用することができるようになるため、訴訟等関連のデータベースの構築は、AIとは別に独自の価値を持つといえる。特に、倒産法制は、債務が必ず履行されなければならないという論理に反する領域であるため、その正当性に対する疑問が絶えず提起されており、善悪の問題ではなく、個人と国家経済の再生という政策的効果の達成を主な目的とするため、上記のような疑問を解消し、政策的目的が達成されるかを示す実証的資料の必要性が大きく、その土台となるデータベースの構築も重要であるといえる。倒産事件に特化したデータベースを構築することになれば、これを政策決定ないし裁判所の倒産手続の効率的かつ統一的な運営のために活用する方法のほか、収集したビッグデータをAIに学習させ、債務者の状況に合った適切な倒産手続の選択、適切な弁済計画案の作成、資産タイプ別の効果的な換価計画の作成及び実行などの目的で活用する未来を描くことができるだろう。

**2　日本の場合**

倒産手続にAIまたはデータベース構築を試みる具体的な議論は見当たらないが、最近、民事判決情報のデータベース化に関する議論があり、注目される。2020年3月頃、民事司法制度改革の推進に関する関係省庁連絡会議の提言「民事司法制度の推進について」で、公共財としての民事判決データの積極的な活用が提言され、これに伴い、日弁連法務研究財団で「民事判決のオープンデータ化検討プロジェクトチーム」が立ち上げられ、検討が行われた。主にAIによる非実名化処理の実証実験が行われ、オープンデータ化の導入に伴う理論的・制度的な問題点が整理された。2022年10月からは法務省に「民事判決情報データベース化検討会」が立ち上げられ、現在までに13回（2023年12月22日開催）の会議を通じて検討が行われ、2025年に実施される民事訴訟IT化の3段階（電子化された判決書制度の実施など）と同時にオープンデータ化も実現することを目指している。

ただし、現時点では、倒産事件に関連して、年度別、種類別の提起件数、処理件数、未提出件数、そして全国の事件種類別処理結果件数を提供する統計以外に、倒産事件データベースを運営していない。一方、日本総務省統計局が発行する日本統計年鑑の中に、企業倒産に関する基本的な各倒産企業の資産・負債の現況や倒産の主な原因及び業種分類等の資料をまとめたものがある[[10]](#footnote-10)。

**3　韓国の場合**

ア　次世代訴訟のデジタル化システム構築事業[[11]](#footnote-11)

(1) 概要

韓国裁判所の司法業務システムは、紙ベースの手続をそのまま電子化したものであり、最高裁ホームページが構築された1998年以降、20年以上の長期間にわたり部分的・段階的な拡張を通じて複雑度が深化した状態であり、これにより、内部及び外部の改善要求を全て受け入れるには既に限界に達している。司法業務システムは全体118のシステムで構成されているが、機能が一部重複したり、C/S(client/server)プラットフォーム、ウェブ(Web)基盤プラットフォーム、アプリ(App)基盤プラットフォームが混在しており、システムごとにソリューション提供方式が異なり、システム相互接続方式も複雑で、新しいICT技術の受容に相当の困難が予想された[[12]](#footnote-12)。 これにより、紙ベースの訴訟から脱却した最新のソリューションを提供すると同時に、最新のICT技術を活用して国民の裁判手続に対する理解とアクセス性を高め、デジタル化された資料提出時のサーバーの過負荷を防止するため、ファイル容量を10MB(マルチメディアファイルの場合50MB)に制限しているなどのデジタル障害に関する問題を解決する必要性が提起された。

このような問題に対処するため、韓国司法部は2015年に「司法情報化長期計画TFT」を通じて訴訟のデジタル化システム改善の基盤を確保する一方、2016年に「司法情報化発展委員会」を構成して訴訟のデジタル化システムの発展方向を樹立し、2017年に「司法情報化戦略委員会」を構成して訴訟のデジタル化の未来システムを具体化した。その結果、2020年9月28日、次世代訴訟のデジタル化システム構築事業が本格的に導入された[[13]](#footnote-13)。 これによる次世代訴訟のデジタル化システムの構築は、4年の期間を経て2024年下半期に具体的な姿を見せる予定である。

次世代訴訟のデジタル化システムの改善事項は、外部利用者のための改善事項と内部利用者のための改善事項に分けることができる。

まず、外部利用者のための改善事項を簡単に説明すると、次の通りである。

① 司法情報公開ポータルを構築して司法情報提供チャンネルを統合し、最高裁判例、下級審判決書、法令、規則/規則/先例などの法令情報だけでなく、司法統計、情報公開請求による情報なども提供する一方、キーワード中心の検索から自然語検索に検索機能を強化する。

②司法ビッグデータとデジタル技術を活用した知能型チャットボットを通じて、「一人で訴訟」を準備したり、訴訟進行中の当事者がチャットボットに気になる事項を質問すると、その回答をすぐに得られるようにするユーザーフレンドリーな知能型手続案内を導入しようとする。

③司法情報共有センターを通じて、行政機関、裁判所、国税庁、移動通信会社など、訪問しなくても関連書類を一度に提出する機能を提供する。

④単純照会センターとして現在提供されている「大韓民国裁判所」アプリを通じたモバイルサービスをインターネットで提供されるレベルまで、モバイル訴訟のデジタル化を拡大する。

⑤　大国民訴訟に関する単一窓口の役割を果たす「司法統合窓口ポータル」を構築し、現在、インターネット訴訟のデジタル化、単独訴訟、記録閲覧、公的嘱託のデジタル化、IT窓口センターなど、個別に分離運営されている複数の司法ポータルを統合し、具体的な訴訟進行に関するモニタリング情報を提供し、訴訟進行時に予測可能な手続及び段階別の訴訟状況を共有し、外部利用者に今後の作業内容に関するガイドを提供する。

⑥　その他、住所補正手続を効率的に改善し、送達料納付手続を簡素化し、諸証明書のインターネット発行を拡大する。

内部利用者のための改善事項は、次の通りである。

①　記録閲覧システムの利便性を向上させる。具体的には、記録閲覧システムで分割画面機能を強化し、複数の書面を一つの画面で対照しながら検討できるようにし、書証のサムネイルを提供し、クリックしなくてもサムネイルを通じて書証を確認できるようにする。そのほか、’司法統合窓口ポータル’を通じて’争点要約・対照準備書面’様式を提供することで、裁判部が訴状と答弁書から把握した争点を登録しておくと、原・被告は各争点に関する自分の主張を記載する方式で書面を作成できるようにする。記録閲覧システムでは、このように作成された「争点要約・対照準備書面」を表形式で照会することができるようになる。当事者が提出した準備書面の内容のうち、その前に提出された書面に記載した内容と重複する内容がある場合、自動的にその部分に陰影表示をする機能が追加される予定である。

②　情報検索機能を強化する。散在する法律情報と知識チャンネルを統合し、単一の検索で必要な情報を一度に集めることができる統合検索を提供する。単純なUIの改善にとどまらず、最新のビッグデータ、情報通信技術と自然語検索方法を活用し、ユーザーの問い合わせ意図と検索目的に基づいたインテリジェントな統合検索を実現する。さらに一歩進んで、内部利用者が特定の事件番号を入力すると、その事件の主張書面情報を確認し、その事件と争点が類似した事件の判決書リストを類似度に基づいて検索結果として提示するサービスを提供する予定である。一方、OCR(optical character reader)処理を通じてテキストPDFファイルに転換する紙文書の範囲を大幅に強化し、キーワード記録検索を容易にする。このようなOCR処理の拡大及び訴訟のデジタル化提起時の’空欄埋める’方式のe-formを積極的に活用することで、様々なデータを収集し、このように収集されたデータを識別・分析するためのビッグデータプラットフォームを構築する。

③文書作成機能を強化する。多様な事件類型に活用される「統合文書作成システム」を構築し、同じ文書であれば、その訴訟がどのような類型であろうと関係なく、単一の画面を提供することで統一的な業務処理を可能にする。 また、「書式管理システム」を構築し、統一的な書式分類体系に基づき、類似度の高い書式は単一の書式に統合され、古い書式は廃止され、業務部門に作成ツールを提供し、直接書式を修正できるようにすることで、修正された書式が即座にシステムに反映されるようにする。

④　エラー防止機能を強化する。業務手続別の措置の欠落をモニタリングし、コートネットメール、通知メッセンジャー、SMSなどを通じて当該裁判部の［書記官たる」参与官、実務家に告知する機能を提供する。訴訟書類受付時、欠陥の有無につきシステムを通じて自動的にチェックする機能を提供する。特に、当事者がe-form形態で提出する書面に対しては、欠陥事項が発見されると、補正命令文を自動生成し、裁判長に処理を要請するようにする予定である。また、ワークフロー機能を強化し、個人破産、オンラインによる督促、少額事件の履行勧告手続などで事件の業務フローを図式化した画面を提供することで、業務担当者が個々のメニューを探すのではなく、ワークフローに応じて自動的に必要な機能が提示されるようにする予定である。

⑤　業務処理手続の自動化と二重決裁の最小化を通じて手作業と重複作業を最大限削減する。送達料納付や送達方式の区分、受理文書の分類、再配当及び移送、期日変更命令、事実照会と文書送付依頼などがそのような領域である。

(2) 次世代訴訟のデジタル化システム導入が倒産手続にもたらす変化

(ア) メニュー構成の変化

①現行の「回生［再生］・破産」単一メニュー構造を「回生」、「破産」、「個人再生」メニューに細分化し、債務者回生法が定めている業務処理方式に従って分離し、再生・破産メニュー構造図にあった各手続の進行段階を次世代メニュー構造図に表示する予定である。②現行の進行区分、種類別に二分化されていた書類作成の構造を、進行段階はメニュー構造図に表現し、手続ごとに一元化する予定である。

(イ) 個人再生の疎明資料の構造化

個人回生［再生］手続事件の資料提出リストの時間順資料編纂方式を脱却し、項目別に分類する予定である。これにより、債務者が提出した疎明資料を提出時期と関係なく[記録閲覧システム]画面で項目別に確認できるようにし、記録閲覧システムの[疎明資料分類]ポップアップ画面で項目別に文書分類ができるようにシステムを改善する。

(ウ) 個人再生弁済方式の変更

① 個人回生［再生］手続で未弁済金額を自動的に計算し、司法共有センターと銀行間の連携を通じて自動振替する方式にシステムを改善する。②誤入金された弁済金の還付手続に口座振替を追加し、裁判官の承認手続に一元化するなど、誤入金された弁済金の還付手続を改善する。(3)支給制限管理画面を新設し、弁済金振込時に差し押さえられた弁済金が外部に支給されないように弁済金差押内訳管理を体系化する。

(エ)諸証明書の発行手続の改善

① 弁済履行納付証明書のインターネット発行を施行する。②現行の[承継人情報管理]画面を各種手続支援システムに移管して承継執行文の発行手続を一般化し、承継執行文発行のための承継人情報管理機能を改善する。

(オ) 法人登記の嘱託 のデジタル化

オンライン嘱託のために法人登記嘱託書生成画面を新設し、司法情報共有センターを通じて登記情報を転送するようにする予定である。

(カ) その他

① 回生［再生］委員の個人回生［再生］資料提出チェックリストを通じて債務者が提出した必須疎明資料の提出の有無を確認した後、自動的に補正勧告を生成するように機能を改善する予定である。②個人破産管財人選任意見照会おける返信に対する多件処理ができるように機能を改善する予定である。

イ　倒産事件データベース構築事業

(1) 倒産事件データベースの現況

韓国の場合、現在までのところ、倒産事件に関連し、主に司法年鑑及び司法統計の作成のための基礎資料、すなわち、各倒産事件の処理現況及び結果、処理期間等が集計されているが、その他の倒産事件に関する全国単位のデータベースは構築されていない。

ただし、ソウル回生裁判所では、個人破産管財人が債務者に対する各種情報を裁判所の訴訟のデジタル化システムを通じて電子的に入力する方式(e-form)で報告書を作成しており、ソウル回生裁判所の個人破産事件に限り、関連情報が継続的に形成データとして蓄積されている状況である。ソウル回生裁判所は、2019年下半期から'個人破産データベース構築のためのTF'を構成し、個人破産に関連してどのような統計をどのような方式で算出すべきかを議論して定め、保存されたデータを活用して2018年度以降の統計を算出した[[14]](#footnote-14)。 個人回生［再生］事件に関しても、2019年に「（個人回生［再生］）統計TF」を構成・運営し、2020年度以降の統計調査結果を算出した[[15]](#footnote-15)。ソウル回生裁判所は、2022年頃からは、上記のように統計調査を行い作成した前年度又は直前半期の個人回生［再生］事件、個人破産事件の統計調査結果報告書をホームページに掲載し、一般に公開している[[16]](#footnote-16)。

そのほか、ソウル回生裁判所は、企業回生［再生］事件のデータを収集・分析して倒産手続政策策定の基礎資料として使用するため、2019年に試験的に5年間の法人回生［再生］事件(2014年4月28日から2019年5月8日までにソウル中央地方法院又はソウル回生裁判所に受理された法人回生［再生］事件1,921件を対象とする)の各種データを収集・分析する作業を行い、調査したデータを基に2019年12月に実証研究結果を発表した[[17]](#footnote-17)。上記作業では、法人回生［再生］事件の事件番号、債務者名、業種名など合計35項目に関するデータを収集した。ソウル回生裁判所では、上記実証研究結果の発表後、法人回生［再生］事件のデータを収集していないが、回生［再生］企業のデータを常時収集及び分析し、倒産手続政策策定の基礎資料として活用するため、2023年に受理される事件から、上記2019年の作業で収集した項目より収集対象データ項目を拡大してデータを収集し、別途管理している。

(2) 倒産事件データベース構築事業

2020年10月頃に実施された大法院の国政監査で、「倒産事件が急増している状況において、裁判所が倒産事件に関連し、申請件数、処理期間などの単純な統計以外にも、産業別、業種別、規模別、債務額別、債権種類別などの具体的な資料をデータベース化して活用できるシステムを構築する必要がある」というキム・ドウプ議員の指摘があった。

これにより、韓国裁判所行政処では、2021年頃に「倒産事件の詳細データベース構築方案」を課題として政策研究用役を依頼し、同年12月頃、比較法的研究を通じて倒産手続に適したデータベース構築の必要性と収集の原則及び方法、各手続別の収集対象データの具体的項目を提示し、構築されたデータベースの活用方案、立法論的意見を盛り込んだ研究結果報告書が提出された。

上記報告書は、特に、各手続別に性別、年齢、居住地域などの基本身上、住居形態、家族、離婚、相続、職業、学歴、財産、債務、収入、支出、会社現況、再生計画又は弁済計画、M&A、破産理由、免責不許可事由、倒産手続の進行、配当手続、棄却事由に関する情報の中から、データベース構築時に収集すべきデータ項目を検討し、提示している。

その後、2022年8月頃、キム・ドウプ議員の代表発議で倒産事件のデータベース構築に関する債務者回生法の一部改正法律案が国会に提出され、現在、所管委員会である法制司法委員会の審査段階にある。本格的なデータベース構築事業は、上記法律案又はその修正案が可決されれば、本格的なデータベース構築事業の推進が可能になると思われる。

**Ⅵ　結論**

急激な情報通信技術の発展は、倒産手続にも大きな変革をもたらす。その変革は、倒産手続の迅速化・効率化に貢献し、債務者の再生及び国家経済の回復という政策的効果を達成する一方、今後の新たな倒産関連政策の策定にも役立つだろう。韓日両国における倒産手続のデジタル化に関連して個人的に注目している部分は、①短期的には、個人倒産手続の申立人が申立書の添付書類(住民登録謄本、債務証明書等)を用意するために裁判所、行政機関、課税官庁、銀行、携帯電話会社等を訪問することなく、電子化システム内で上記のような資料を一度に発行してそのまま電子化して提出できるシステムの構築、②中期的には、電子投票が可能なバーチャル債権者集会の実務上の導入、③長期的には、倒産事件のデータベース構築及びAIの活用である。このため、韓国としては、基本法の改正を通じて上記のような事業を推進するための確実な法的根拠を設け、事業推進を妨げる制度的障害を取り除くことが急務であり、日本としては、完成度の高いデジタル化を構築することが当面の課題であると思われる。その過程で、韓国は日本の2022年改正法と2023年改正法の内容を、日本は韓国の現行のデジタル化の長所・短所及び次世代デジタル化の内容などを参考にすることができるだろう。

今後、上記各論点をめぐってさらに議論が活発化することを期待する。

1. 禹尙範（ソウル回生法院判事）；金春（同志社大学教授） [↑](#footnote-ref-1)
2. 映像と音声の送受信によって相手の状態をお互いに認識しながら通話をすることが可能な方法のことである。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 韓国では、2021年10月19日、「刑事司法手続の電子文書利用等に関する法律」が制定・公布され、刑事司法手続に関する訴訟のデジタル化が導入された。この法律は、公布後3年が経過した日である2024年10月20日から施行されることになっている(付則第1条本文)。ただし、公布した日から5年を超えない範囲で、裁判所以外の刑事司法業務処理機関の刑事司法手続については大統領令で、裁判所の刑事司法手続については大法院規則でそれぞれ適用時期を別に定めることができると規定しており(付則第1条但書)、刑事訴訟のデジタル化システムの開通が延期される可能性も排除できない。 [↑](#footnote-ref-3)
4. ゾン・ヒュジェ「民事訴訟のデジタル化施行10年、その成果と展望-民事本案訴訟を中心に」司法政策研究院研究総書 2022.10。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 主として、山本和彦『民事裁判手続のIT化』弘文堂（2023）を参照。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 倒産事件では、主に租税債権などを持つ債権者として登場する。民事訴訟等における電子文書利用等に関する業務処理指針(以下、「民事訴訟電子文書例規」という。)[別表2]は、電子訴訟義務を負担する47の公共機関及び地方公社を規定している。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 通常、「一般回生（再生）」という。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 通常、「個人破産」という。 [↑](#footnote-ref-8)
9. ゾンボムシク「倒産手続映像裁判の実施及び拡大方案」深化研究総書Ⅰ倒産実務イノベーション2022, 韓国司法研修院(2023)7頁-17頁。 [↑](#footnote-ref-9)
10. 裁判所行政庁「倒産事件詳細データベース構築方案研究」研究報告書2022-02、119-120頁。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 次世代電子訴訟システムに導入される「知能型統合検索」、「知能型訴訟手続案内」などは、判例検索の改善及びデータの視覚化、司法アクセス権の向上と関連する領域で人工知能が活用された例である。 [↑](#footnote-ref-11)
12. ゾン・ヒュジェ、前掲、121頁。 [↑](#footnote-ref-12)
13. ユ・アラム「電子訴訟の現状と課題」電子訴訟10年回顧と展望資料集、司法政策研究院(2021), 64頁。 [↑](#footnote-ref-13)
14. 個人破産事件に関しては、破綻した時期から破産申請時までの期間、破産原因、破産原因、債務総額、過去の破産手続申請経験、年齢層、未成年の子供などの扶養家族の有無、住居形態、月収、財産などの項目の統計分析結果を調査している。 [↑](#footnote-ref-14)
15. 個人回生［再生］事件と関連しては、債務者の債務総額、年齢層、扶養家族数、配偶者の有無、生計費、月収、財産(清算価値、不動産所有状況、賃貸借保証金保有状況)、弁済率、3年未満の弁済期間が適用された事件の数と理由、営業所得者の割合等の項目の統計分析結果を調査している。個人破産事件に関連する統計調査の項目がやや多いのは、先に見たように、ソウル回生裁判所の場合、個人破産管財人報告書の作成方式がe-form化されており、各項目に該当するデータが自動的に蓄積され、収集が容易であるためという側面もあると思われる。 [↑](#footnote-ref-15)
16. 詳しくは、ソウル回生法院ホームページ事件統計案内(<https://slb.scourt.go.kr/rel/information/statistics/index.jsp>)参照。 [↑](#footnote-ref-16)
17. キム・ヒドン判事が「ソウル回生法院法人回生事件データ入力作業成果及び分析結果」というタイトルで発表し、その結果は、ソウル回生法院ホームページの事件統計案内(https://slb.scourt.go.kr/rel/information/statistics/index.jsp)において個人倒産事件統計分析結果報告書と共に掲載されている。この分析結果をまとめると、年度別の変化に関しては、法人再生の開始から認可までの期間が持続的に減少していること、早期終結が持続的に増加していること、ストーキングホース方式のM&Aを導入した2017年から認可前のM&Aが増加しているなどの現象が明らかになり、また、業種別の分析結果、建設業の［調査］廃止率が最も高く、認可率が最も低く、再生に成功するのが最も難しい業種であること、衣料品製造業の再生事件が持続的に増加していることなどの結果が示された。 [↑](#footnote-ref-17)